

議案第 1 号

沖縄県教科用図書採択地区の設定について

沖縄県教科用図書採択地区を別紙のとおり定める。

平成26年5月21日

沖縄県教育委員会

別紙

沖縄県教育委員会告示

沖縄県教科用図書採択地区の設定

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定に基づき、沖縄県教科用図書採択地区を次のように定める。

採択地区名	構成市町村の名称
国頭採択地区	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中頭採択地区	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇採択地区	那覇市、浦添市、南大東村、北大東村、久米島町
島尻採択地区	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、八重瀬町
宮古採択地区	宮古島市、多良間村
八重山採択地区	石垣市、与那国町
竹富採択地区	竹富町

附 則

- 1 この告示は、平成26年 月 日から施行する。
- 2 昭和47年沖縄県教育委員会告示第6号は廃止する。

議案の概要説明

部課名 義務教育課

1 件名

沖縄県教科用図書採択地区の設定

2 設定の理由

平成26年4月16日に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を一部改正する法律」が公布され、教科用図書採択地区の単位が市郡から市町村へ変更されたことから、各市町村教育委員会の意見や地域の実態を踏まえ、効率的・効果的な教育行政運営のため、教科用図書採択地区の全面的な見直しを行う。

3 設定案の概要

- (1) 各市町村教育委員会からの意見を踏まえ、県教育事務所の管轄区域や地域の自然的条件、経済的条件、文化的条件等を考慮するとともに教育行政上の必要性を総合的に勘案し採択地区を設定する。
- (2) 昭和47年沖縄県教育委員会告示第6号は廃止する。

4 根拠規定

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 地図「沖縄県教科用図書採択地区（変更案）」

新旧対照表

沖縄県教科用図書採択地区の設定 新旧対照表	
変更案	現行 (新設後、廃止予定)
採択地区名	構成市町村の名称
国頭採択地区	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、伊江村、伊是名村
中頭採択地区	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇採択地区	那覇市、浦添市、南大東村、北大東村、久米島町
島尻採択地区	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、八重瀬町
宮古採択地区	宮古島市、多良間村
八重山採択地区	石垣市、与那国町
竹富採択地区	竹富町
宮古採択地区	宮古郡・宮古島市
八重山採択地区	八重山郡・石垣市
	竹富町・与那国町

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

